

# 「第2次赤磐市人権教育・啓発 推進計画」

人“いきいき” まち“きらり”



赤磐市・赤磐市教育委員会

# 目 次

|                                    |   |
|------------------------------------|---|
| <b>第一章 人権意識の普及・高揚</b> . . . . .    | 1 |
| 1 人権尊重の理念 . . . . .                | 1 |
| 2 現状と課題 . . . . .                  | 1 |
| 3 基本方針 . . . . .                   | 2 |
| <b>第二章 人権教育・啓発の推進</b> . . . . .    | 2 |
| 1 教育・啓発の推進 . . . . .               | 2 |
| 2 人権教育の推進 . . . . .                | 2 |
| (1) 学校教育 . . . . .                 | 2 |
| (2) 社会教育 . . . . .                 | 2 |
| 3 人権啓発の推進 . . . . .                | 3 |
| (1) 内容 . . . . .                   | 3 |
| (2) 方法 . . . . .                   | 3 |
| <b>第三章 人権施策の推進方向</b> . . . . .     | 3 |
| 1 人権施策の推進方向 . . . . .              | 3 |
| 2 人権問題の解決 . . . . .                | 4 |
| 3 人権意識の高揚 . . . . .                | 4 |
| 4 人権擁護の確立 . . . . .                | 4 |
| <b>第四章 人権尊重の視点に立った行政</b> . . . . . | 5 |
| <b>第五章 課題別施策の推進</b> . . . . .      | 5 |
| 1 女性 . . . . .                     | 5 |
| 2 子ども . . . . .                    | 5 |
| 3 高齢者 . . . . .                    | 6 |
| 4 障がいのある人 . . . . .                | 6 |
| 5 同和問題 . . . . .                   | 7 |
| 6 外国人 . . . . .                    | 7 |
| 7 ハンセン病問題 . . . . .                | 7 |
| 8 患者等 . . . . .                    | 8 |
| 9 インターネットによる人権侵害 . . . . .         | 8 |
| 10 様々な人権をめぐる問題 . . . . .           | 8 |
| <b>参考資料編</b> . . . . .             | 9 |

# 第2次赤磐市人権教育・啓発推進計画

## 第一章 人権意識の普及・高揚

### 1 人権尊重の理念

今、私たちが生きている21世紀は、すべての人々の幸福を実現する時代にしたいという願いから「人権の世紀」と言われています。しかし、国際化、高度情報化、少子高齢化等の社会情勢の変化に伴い、人権に関する新しい課題も生じています。

平成23年3月に改訂された第3次岡山県人権政策推進指針では、一人ひとりが身近なことから人権について考え、生活や活動の中で主体的かつ積極的に取り組むとともに、すべての人々が社会の一員として互いに尊重し、支え合いながら、ともに生活する「共生社会おかやま」の実現を目標とし、次のような社会の実現を目指しています。

#### 生命と尊厳を守る社会

誰からも偏見や差別、さらには暴力を受けることなく、生命と尊厳が守られて、安全に安心して暮らすことのできる社会

#### 互いに多様性を認め支え合う社会

多様な生き方や考え方などを認め合い、きずなを大切にして、ともに支え合い、心豊かに生活できる社会

#### 公平な機会を保障する社会

性別や年齢、国籍の違い、障がいの有無などにかかわらず、公平な機会を保障され、個性と能力を発揮できる社会

特に、人権が尊重された社会を実現するためには、すべての人々が人間としての尊厳や生命の大切さについて、理性と感性の両面から理解を深め、日常生活のあらゆる場面に生かすことが求められています。

人間の持つ多様な考え方や生き方を理解し、互いに人権を尊重し合うことが、人権尊重の理念です。この理念を普及するため、赤磐市は、学校、地域、家庭、職場等あらゆる場を通じて、人権教育・啓発を進めていきます。

### 2 現状と課題

我が国においては、憲法が基本原理とする「基本的人権の尊重」を保障するため、関係諸制度の整備など、多様な取り組みが進められてきましたが、今日もなお様々な人権問題が存在します。

最近では、人間関係の多様化や地域環境の変化に伴う子どもや高齢者への虐待やいじめ、情報化の進展に伴うインターネットによる人権侵害やプライバシーをめぐる問題、さらには、犯罪被害者・自殺者・消費者等の人権が侵害される問題も顕在化しております。

このように様々な人権問題が存在している背景としては、日本人特有の同質性・均一性を重視する横並び意識、風習や世間体等非科学的、非合理的な物事にとらわれる態度、国際化・高度情報化・少子高齢化等の急激な社会情勢の変化が、その要因になっていると考えられます。

平成23年3月に発生した東日本大震災では、多くの人命が奪われ、さらに、福島原発事故により、人々の普段の生活が根底から破壊されるなど、被災者の生存権が脅かされています。避難先の学校において、いじめを受けるといった事態等も報告されており、根拠のない思い込みや偏見による差別が生じています。

人権を尊重する社会の形成を目指す赤磐市としては、すべての市民に人権尊重の意識を普及し、一人ひとりが日常生活の中に生かせる人権感覚を身に付け、様々な人権問題の解決を図ることが人権行政を推進する上での重要な課題です。

### 3 基本方針

岡山県においては「共生社会おかやま」の実現を目指し、人権尊重の精神を基調とする総合的な人権行政が推進されております。

赤磐市においては、21世紀のまちづくりを進める基本理念を基に「人“いきいき”まち“きらり”」の将来像を定め、まちづくりの主人公であるすべての市民が、心豊かな生活を送ることができるよう人権が尊重された社会の実現を目指した取組みに努めます。そのためには、人権教育と人権啓発の両面から人権意識の高揚を図ります。

推進に当たっては、市民の自主性を尊重し、学校、地域、家庭、職場等あらゆる場を通じて、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう多様な機会を提供するとともに、効果的な内容や手法など工夫した取組みを行います。

また、人権侵害救済のため、相談・支援にも努めていきます。

## 第二章 人権教育・啓発の推進

### 1 人権教育・啓発の推進

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律第2条で「人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く）」と定義しています。人権尊重の社会を実現するためには、一人ひとりが人権を正しく理解し、人権意識を高め、自らの課題として日常生活の中に生かせる人権感覚を身に付けるよう、教育・啓発に努めていきます。

### 2 人権教育の推進

人権教育は、基本的人権の尊重の精神が正しく身に付くよう、学校教育及び社会教育において行われる教育活動です。生涯学習の視点に立って、幼児期からの発達段階や地域の実情等に応じ、学校、地域、家庭、職場等あらゆる場で推進することが重要です。赤磐市教育委員会では、学校教育課と社会教育課が連携して様々な諸施策を推進していきます。

#### (1) 学校教育

- 学校教育活動全体を通じて、一人ひとりを大切にす教育の推進
- 就学前教育では、生き生きとした遊びを通して人権尊重の精神の芽生えを感性として培う教育の実践
- 小中学校では人権教育推進体制を確立し、人権尊重の精神を生きる力として高める教育の推進
- 自然体験、社会体験を通じた豊かな感性や人権感覚の育成
- 教育上配慮を必要とする児童・生徒への自立支援体制の整備
- 家庭・地域との連携や園・校の連携を大切にす推進

#### (2) 社会教育

- すべての教育の出発点である家庭教育の充実のため、保護者の学習機会の充実・提供
- 公民館などを中心として、学習機会の提供（社会教育関係団体等）
- 求めに応じた出前講座の開催（地区、公民館グループ、学校等）
- 指導者の養成及び資質の向上のための講座の開催

### 3 人権啓発の推進

市民啓発は、研修、情報提供、広報活動等を通じて、広く市民の間に人権意識の普及・高揚を図るために行うものです。その目的は、人権について正しい知識を身に付け、態度面、行動面等で日常生活の中に生かせるようにすることであり、その内容や方法については、市民からの正しい理解と共感が得られるような市民啓発を実施していきます。

#### (1) 内容

- 人権にかかわる国内法制度や国際条約の周知等基本的な知識の普及
- 生命の尊さや大切さについて
- 自他の人格と個性を認め合い尊重すること
- 非科学的因習、世間体を気にする社会的風潮、横並び意識について
- 男女共同参画の視点に立った意識改革

#### (2) 方法

- 作文・標語・ポスターの募集
- 講演会の開催
- 広報紙、ホームページによる情報発信など

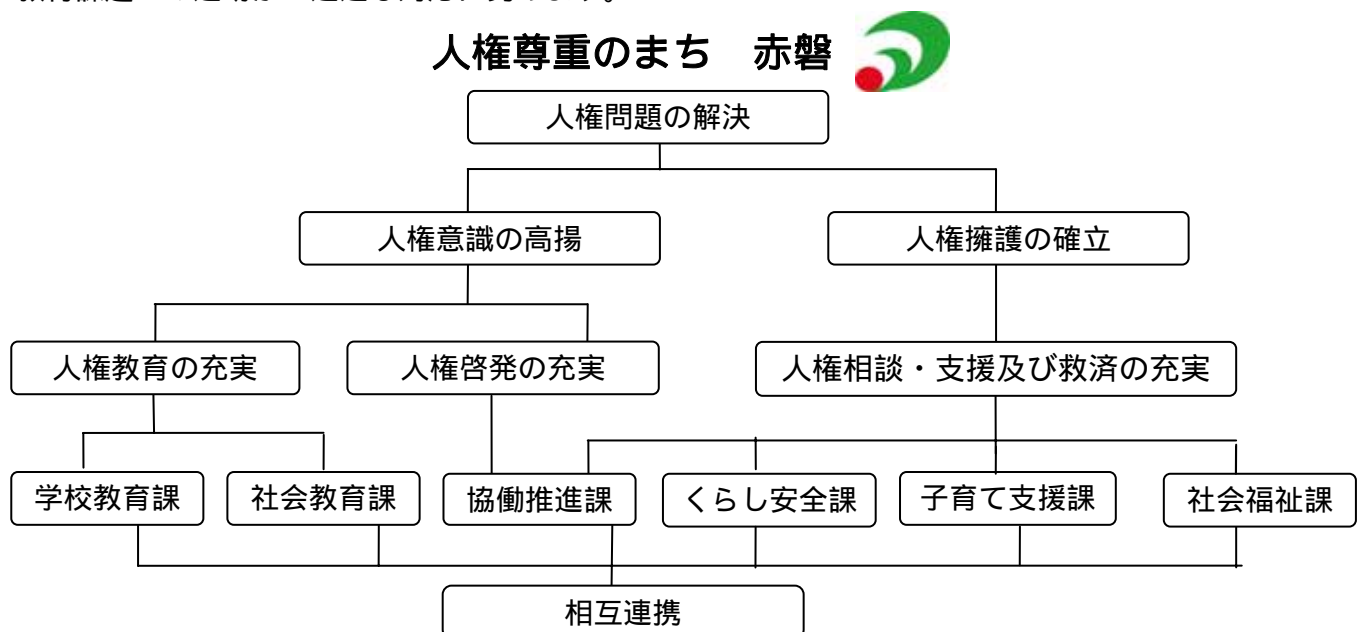
## 第三章 人権施策の推進方向

### 1 人権施策の推進方向

国の「人権教育・啓発に関する基本計画」を踏まえ、「第3次岡山県人権施策推進指針」、「第2次岡山県人権教育推進プラン」に基づき、様々な人権問題についての理解と認識を深めるとともに、基本的人権尊重の精神が正しく身に付くよう推進していく必要があります。

赤磐市では国・県の動向を踏まえ、今まで取り組んできた様々な人権問題への教育・啓発における経験と成果を生かし、今後も一層人権尊重の地域社会の実現を目指し、市民一人ひとりが人権を尊重し、差別を許さない人権感覚を体得し、日常生活の中に生かせるような幅広い人権教育・啓発の取組みを積極的に行っていきます。

推進に当たっては、横断的に関係各課が連携を密にし、人権の視点に立った施策の実施、人権教育課題への適切かつ迅速な対応に努めます。



## 2 人権問題の解決

現在、女性、子ども、高齢者、障がいのある人、同和問題、外国人、ハンセン病問題、患者等（エイズ・HIV感染、感染症・難病等）、インターネットによる人権侵害、様々な人権をめぐる問題は重要課題となっており、国際化、情報化、少子高齢化等の社会の急激な変化により新たな人権問題も生じています。

あらゆる人権問題には、固有の経緯と固有の課題がありますが、共通して取り組むべきことは、偏見や差別意識の解消に努めることであり、各人の人権を尊重していくことです。また、それぞれの課題に対する正しい知識の普及に努めることや、正しい理解を深めることが重要です。

推進に当たっては、人権一般の普遍的な視点のアプローチと個別的な視点からのアプローチの両者が相まって効果を上げられるよう創意工夫をしていきます。

## 3 人権意識の高揚

### 人権教育の充実

人権教育は、人権に関する正しい知識と認識を深め住民相互の理解と差別意識の解消を目指し、自らの課題として日常生活において態度や行動に現れるような人権感覚が身に付くように、学校教育・社会教育のあらゆる教育活動の場において取り組みます。

さらに、指導者の資質と指導力の向上に努め、人権教育のための資料整備、情報収集・提供の充実を図ります。

### 人権啓発の充実

人権啓発は、広く市民の間に人権思想の普及・高揚を図ることで、市民一人ひとりが人権を尊重することの重要性を認識し、その認識が日常生活の中で態度面、行動面等において根付くことを目的に行います。

そのためには、人権週間等を中心に、幅広い層から自主的に参加が得られるように、様々な人権問題を取り上げ、分かり易く、親しみのある研修会・講演会の開催及び資料の作成・配布等を通じて創意工夫を凝らした啓発活動を実施します。

## 4 人権擁護の確立

人権を尊重し、差別を許さない地域づくりを目指しての啓発活動を推進する一方で差別や虐待などの人権侵害に対処し、人権を擁護する活動の推進が重要です。

このため、赤磐市においても国の法的措置を含めた人権救済制度の在り方を見据えながら、現在人権啓発・相談・救済を活動任務とする法務局、人権擁護委員等との密接な連携の下に、直面する問題に対応し、人権擁護の確立に努めます。

### 人権相談・支援及び救済の充実

多様化・複雑化する人権問題に対する相談・支援には、迅速かつ総合的に対応することが求められており、相談者にとっていつでも気軽に相談できるような窓口のあり方等をはじめとした相談・支援・救済体制の整備に努めます。

同時に教育・啓発活動と連携を図りつつ、人権擁護委員制度や人権相談業務の内容、相談体制について、積極的に市民に対して周知を図ります。

## 第四章 人権尊重の視点に立った行政

### 人権行政の担い手

市行政が取り組むすべての業務は何らかの意味で人権とかかわっています。そのため、職務のいかんを問わず、職員一人ひとりが、人権行政の担い手であることを積極的に意識して業務に当たります。

人権行政の担い手としての自覚が、すべての職員の日常業務に反映されるような研修等に努めます。

人権尊重の視点から、業務のあり方、進め方について点検を行うとともに、窓口対応などの市民との接遇や、業務に当たっては、公平な取り扱いをするなど人権に配慮して取組みます。

業務上知り得た個人情報の管理等については、「個人情報保護法」「赤磐市個人情報保護条例」等を遵守して、適切に行います。

## 第五章 課題別施策の推進

### 1 女性

女性の地位向上を図るための取り組みが世界規模で進められてきましたが、人々の意識の中に形成された男女差別や、就職の際や職場における男女差別、セクシュアル・ハラスメント、DVなど多くの問題があります。

このため、「第3次おかやまウィズプラン」「第2次赤磐市男女共同参画基本計画」の基本目標等を踏まえ、男女の人権が共に尊重され、性別にとらわれることなく、男女が対等な社会の一員としてあらゆる分野の活動に平等に参画することができる「男女共同参画社会」の実現に向けた施策を総合的に推進します。

男女共同参画社会づくりに向けた意識改革  
あらゆる分野への男女共同参画の推進  
男女の人権が尊重される社会の構築  
仕事と生活の調和の実現  
多様な生き方を基礎とする活力あふれる地域社会づくり

### 2 子ども

少子化や核家族等が進み、子どもが育まれる家庭や地域環境が大きく変化する中で、不登校、いじめ、児童虐待など多くの深刻な問題が生じています。

このため、「児童憲章」や「児童の権利に関する条約」の趣旨を踏まえ、子どもの人権の尊重及び保護に取り組むとともに、子どもを安心して育てられる環境の整備や、学校、家庭、地域が連携して、子どもたちの「豊かな心と生きる力」をはぐくむ教育を推進するなど、「岡山いきいき子どもプラン」「赤磐市次世代育成支援地域行動計画」等に基づく施策を実施します。

啓発の推進と意識の高揚

子育ての支援と推進

- ・子どもの心と体をはぐくむ家庭づくり
- ・子どもが健やかに育つ地域・社会づくり
- ・子どもを安心して生み育てる地域・社会づくり
- ・子どもを守り支援する体制づくり

人権教育・心の教育の推進、家庭教育への支援

### 3 高齢者

急速な高齢化に伴い、介護を要する高齢者が増加し、家族介護者の負担が増大するとともに、高齢者の財産管理をめぐる紛争や虐待などの問題も指摘されています。

このため、「岡山県高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画」「赤磐市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」等に基づき、介護保険制度の円滑な実施と介護予防・生活支援対策等の保健福祉施策を総合的に推進するとともに、成年後見制度の活用を図るなど、高齢者の人権に配慮した自立支援を促進します。

地域包括ケアシステムの構築と介護予防の推進

権利擁護の推進

認知症高齢者支援の推進

生活環境の整備

社会参加の促進と交流

### 4 障がいのある人

障がいのある人がもてる能力を最大限に発揮し、家庭や地域の中で障がいのない人と同様に生活し、社会に参加したいという欲求が強まっていますが、現実には、差別や偏見などの心理的なものや、物理的なもの、不十分なコミュニケーション手段など、様々な障壁があります。

このため、障がいのある人もない人も、社会の一員として、地域の中で共に生活する社会が自然であるとする、ノーマライゼーションの理念の普及に取組み、施策を総合的、計画的に推進します。

心のバリアフリーの推進

主体的な選択の尊重

地域生活の支援（保健・医療、福祉、ボランティア等）

自立と社会参加の促進



## 5 同和問題

昭和40年の同和対策審議会答申で、同和問題の解決は国の責務であり、同時に国民的課題であるとされ、昭和44年に「同和対策事業特別措置法」が制定されて以来、県では、国、市町村との連携の下に、諸施策を積極的に推進してきました。これらの施策の推進と地区住民の自主的な努力によって、生活環境の改善をはじめとする物的な基盤整備は着実に成果を上げ、様々な面で存在していた格差は大きく改善されました。人々の同和問題についての認識と理解も進み、全般的には着実に進展をみていますが、今もなお、結婚問題を中心に依然として存在している差別意識等の課題があります。

このため、今後も固有の経緯等を踏まえ、これまでに積み上げられてきた取組みの成果と、経験を生かし、的確に対応していきます。また、えせ同和行為の排除に向けた取組みも行います。

差別意識解消に向けた啓発及び教育の推進  
公正な採用選考及び雇用促進  
教育集会所・隣保館活動の充実  
えせ同和行為の排除

## 6 外国人

県内で暮らす外国人は年々増加しており、地域社会や雇用の場などにおいて、言語、文化、生活習慣、価値観等の相違等に起因した日常生活にかかわる多くの問題が生じています。

このため、人々の地球市民としての意識の高揚、人権意識の啓発に努めるとともに、民間団体との連携を図り、さらに外国人の意見も聴きながら、同じ地域の一員として安心して暮らすことのできる共生社会の実現に向けて諸施策を推進します。

人権意識の啓発と相互理解の促進  
コミュニケーション支援(多言語による情報提供等、日本語及び日本社会に関する学習支援)  
生活支援(教育環境、雇用、保健・福祉等)

## 7 ハンセン病問題

昭和22年頃から有効な治療薬プロミンの使用が開始され、ハンセン病は治る病気になったにもかかわらず、国は平成8年に「らい予防法」を廃止するまで、強制隔離という誤った政策を続けたため、患者や家族は偏見や差別を受けてきました。

同じ過ちを繰り返さないため、ハンセン病問題を正しく理解し、認識を深めるよう啓発・教育を推進します。

偏見・差別解消のための啓発・教育の推進

## 8 患者等

医療需要の多様化・高度化、医療内容の専門化等に伴い、医療の場面で患者の人権に対する配慮が求められるとともに、エイズ・HIV感染や感染症・難病等については、病気に対する知識の不足から来る差別や偏見が少なくありません。

このため、患者が、医師から十分な説明を受け、理解し、納得した上で必要な医療を選択できるよう、また、人権やプライバシーに配慮した医療が確保できるように努めるとともに、病気に対する正しい認識と理解を深めるための取り組みを進めます。

### 【エイズ・HIV感染】

正しい知識の普及・啓発  
相談・検査体制の充実  
診療体制の充実  
学校における教育・啓発

### 【感染症・難病等】

正しい知識の普及・啓発  
自己決定の尊重  
(インフォームドコンセント、診療  
情報の開示、入院患者の人権)  
プライバシーの配慮  
社会参加と生活の支援等

## 9 インターネットによる人権侵害

インターネットの急速な普及は、利用者に大きな利便性をもたらす一方で、その匿名性を悪用して、ホームページの掲示板に基本的人権を侵害する書き込みが増加するなど、差別を助長し、重大な人権侵害を引き起こしています。

このため、情報化社会がもたらす影響について、人権尊重や差別解消の立場に立った正しい知識を身に付け、情報の収集・発信における個人の責任や順守すべき情報モラルについての理解が深められるよう啓発や教育に努めます。

### 情報教育の推進

地域・家庭における学習機会の提供  
情報モラルに関する情報提供

## 10 様々な人権をめぐる問題

次に掲げる様々な人権をめぐる個々の問題や今後新たに発生する人権問題などについても取り上げ、すべての人々の人権を尊重し保障する視点に立って、それぞれの問題の内容と実態に応じて適切に対応するよう努めます。

- ・ プライバシーの保護
- ・ 消費者
- ・ 犯罪被害者等
- ・ 刑を終えて出所した人
- ・ 性同一性障害のある人
- ・ 性的指向
- ・ 日本に帰国した中国残留邦人とその家族
- ・ ホームレス（路上生活者）
- ・ 被災者
- ・ 北朝鮮当局による拉致の問題
- ・ 人身取引
- ・ 自殺対策
- ・ アイヌの人々

策定 2005(平成17)年3月7日  
第2次 2012(平成24)年5月22日

## 参 考 资 料 编

# 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

平成 12 年 12 月 6 日法律第 147 号

## (目的)

**第1条** この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

## (定義)

**第2条** この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。

## (基本理念)

**第3条** 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

## (国の責務)

**第4条** 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

## (地方公共団体の責務)

**第5条** 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

## (国民の責務)

**第6条** 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

## (基本計画の策定)

**第7条** 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

## (年次報告)

**第8条** 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

## (財政上の措置)

**第9条** 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

## 附 則

### (施行規則)

**第1条** この法律は、公布の日から施行する。ただし、第8条の規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以後に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

### (見直し)

**第2条** この法律は、この法律の施行の日から3年以内に、人権擁護施策推進法（平成8年法律第120号）第3条第2項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果を踏まえ、見直しを行うものとする。

## 人権に関する週間、月間等

|     |                                    |
|-----|------------------------------------|
| 1月  |                                    |
| 2月  |                                    |
| 3月  | ・ 自殺対策強化月間                         |
|     | ・ 青少年健全育成強調月間（岡山県）                 |
|     | ・ 8日 国際女性の日                        |
|     | ・ 21日 国際人種差別撤廃デー                   |
| 4月  | ・ 2日 世界自閉症啓発デー                     |
|     | ・ 2日～8日 発達障害啓発週間                   |
|     | ・ 10日～16日 女性週間                     |
| 5月  | ・ 消費者月間                            |
|     | ・ 1日～7日 憲法週間                       |
|     | ・ 3日 憲法記念日                         |
|     | ・ 5日～11日 児童福祉週間                    |
| 6月  | ・ 男女雇用機会均等月間                       |
|     | ・ 1日 人権擁護委員の日                      |
|     | ・ 1日～7日 HIV検査普及週間                  |
|     | ・ 23日～29日 男女共同参画週間                 |
|     | ・ 25日を含めた週の日曜日～土曜日 ハンセン病を正しく理解する週間 |
| 7月  | ・ 青少年の非行・被害防止全国強調月間                |
| 8月  |                                    |
| 9月  | ・ 障害者雇用支援月間                        |
|     | ・ 10日～16日 自殺予防週間                   |
|     | ・ 15日 老人の日                         |
|     | ・ 15日～21日 老人週間                     |
| 10月 | ・ 高齢者雇用支援月間                        |
|     | ・ 1日 法の日                           |
|     | ・ 1日～7日 「法の日」週間                    |
| 11月 | ・ 児童虐待防止推進月間                       |
|     | ・ 子ども・若者育成支援強調月間                   |
|     | ・ 男女共同参画推進月間（岡山県）                  |
|     | ・ 12日～25日 「女性に対する暴力をなくす運動」の期間      |
|     | ・ 25日～12月1日 犯罪被害者週間                |
| 12月 | ・ 1日 世界エイズデー                       |
|     | ・ 3日 国際障害者デー                       |
|     | ・ 3日～9日 障害者週間                      |
|     | ・ 10日 人権デー                         |
|     | ・ 4日～10日 人権週間                      |
|     | ・ 10日～16日 北朝鮮人権侵害問題啓発週間            |

# 赤磐市人権教育・啓発推進組織図

